

令和2年度予算編成に関する基本方針

わが国経済は、輸出を中心に弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、個人消費や設備投資が増加傾向で、緩やかな回復が続いている。一方で、10月の消費税率の引上げによる需要変動の影響や東京オリンピック後の特需の反動リスクに加え、中国経済の減速など、海外経済の動向は、企業収益や投資の一部にも影響を及ぼしており、今後の景気の動向は不透明感を増している。

区財政においては、令和元年度（平成31年度）予算において、基幹収入たる特別区民税については、納税義務者や区民所得の増加を踏まえ、増額を見込んだところであるが、税収の動向は、今後も予断を許さない状況にある。また、特別区財政交付金については、消費税率の引き上げに合わせて、原資の一つである市町村民税法人分の国税化を拡大する法改正がなされており、特別区長会の試算によれば、当区の影響額は、令和5年度には、8%時点と比べ、30億円もの減収が見込まれるとされている。これに加え、ふるさと納税による減収は、今年度は全国で14番目に多い24億6千万円と年々増加しており、地方消費税清算基準の見直しの影響なども踏まえれば、今後、区財政は一層厳しさが増すことが予想される。

さらに、少子高齢化対策をはじめとした社会保障関連経費や区立施設の改修・改築経費の増加、質の高い住宅都市に向けた都市基盤の整備やまちづくりへの取組、また、会計年度任用職員制度導入による人件費の増加など、歳出は、今後更なる増大が想定される。

このような状況の中、大規模災害へ備えるとともに、今後の行政需要へ迅速・的確に対応していくため、昨年度、行財政改革基本方針に定める「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」について見直しを行ったところであり、今後は、財政調整基金の年度末残高350億円の維持、施設整備基金に毎年度40億円を目途とした積立を行っていく必要がある。

区の一般会計における財政規模は、少子高齢化の進展など社会経済環境が大きく変化する中で、平成元年度の約1277億円から30年間で1.5倍にも拡大しており、今年度補正予算第3号の区議会への提案時点において、初めて2000億円を突破する状況である。こうした中、令和2年度は、昨年度改定した総合計画の最終段階「ジャンプ」の期間の中間年度であり、各施策の進捗状況に十分留意するとともに、区財政を取り巻く諸状況を踏まえ、事務事業の見直しによる歳出削減と歳入の確保に最大限努め、基本構想の実現を確実なものとしていかなければならない。

以上の点を踏まえ、改元後初の予算編成となる令和2年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 「総合計画・実行計画」の着実な推進

基本構想の実現を確実なものとするため、昨年度改定を行った「総合計画・実行計画」に基づき、計画事業については確実に予算に見積もること。特に、最終年次（令和3年度）を見据え、各施策の目標達成に向けて取り組みを加速化させる必要のある事業については、事業内容や実施方法等の見直しを図り、必要な経費を見積もること。

(2) 「区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プラン」の着実な推進

コスト削減につながるあらゆる手法を検討したうえで、第二次実施プランの着実な推進のため、必要な経費を見積もること。

(3) 「協働推進計画」及び「行財政改革推進計画」の着実な取組

区の施策・事業のすべての分野に関わる協働と行財政改革の取組は、「実行計画」と併せて、基本構想実現のために着実に推進すべきものであり、必要な経費を見積もること。行財政改革の推進の観点から、AIやRPAなど新たな情報技術の活用も視野に入れ、業務の効率化や区民の利便性の向上についても積極的に検討を行うこと。

(4) 行政評価の活用

これまでの予算の執行率、各事業の活動指標、成果指標の達成状況等を十分に検証し、事務事業評価の結果を踏まえて、より効率的に大きな成果が得られるよう、必要な経費を見積もること。

(5) 区民ニーズ等を踏まえた事業のスクラップ・アンド・ビルド

区民生活を取り巻く環境の変化や区民のニーズ等を的確に捉え、喫緊の課題については、時宜を逸することなく必要な事業を実施する必要があるが、新規事業を計上する場合は、既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、その財源を確保した上で必要な経費を見積もること。

(6) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向等に細心の注意を払い、常に先を見据え、スピード感をもって事業の見直しを行った上で、必要な経費を見積もること。

(7) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

2 歳出

(1) 待機児童ゼロの継続と認可保育所の整備率の向上に向けた取組

2年連続で保育所入所待機児童ゼロを実現したところであるが、今後も待機児童対策について手を緩めることなく、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境の整備に向けて、認可外保育施設の認可化移行を含め、引き続き認可保育所の整備を推進すること。また、保育の質の維持・向上を図るため、必要な経費についても確実に見積もること。

(2) 区民の暮らしの安全・安心を確保する取組の推進

今後30年以内に約70%の高い確率で発生すると予測される首都直下地震や、台風による豪雨被害等の気象災害など、新たな時代においても自然災害への備えは区政の最重要課題の一つである。また、全国各地で子どもが犯罪に巻き込まれる事件や社会を震撼させる重大事件も発生しており、安全・安心の地域社会づくりに対する区民要望の声は高い。

区民の生命と財産を守ることは、区民福祉向上の礎であり、区民の暮らしの安全と安心を確保する取組については、他の自治体での事例等も踏まえ、必要な経費を確実に見積もること。

(3) 公共工事に係る建設経費

区が発注する公共工事の経費については、その必要性、優先度を十分に考慮した上で、見積もること。また、新たに施設の改築等を行う場合は、単に、用地の有効活用という視点からのみで考えるのではなく、将来の利活用等も見据えて、真に必要な規模や内容となっているか等を精査する必要がある。そのため、事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、工事から維持管理に至るまでのライフサイクルトータルでのコスト縮減につながるよう努めること。

(4) 補助金の見直し

補助金については、先の区内商店会における補助金の不正受給事案を受け、事務の適正執行について通知したところであるが、言うまでもなく、補助金の原資は税であり、交付状況やその用途、補助金を交付することによる効果や必要性についても、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。

補助金交付事務については、申請受付、交付決定、完了報告など事務手続きの各段階において、要綱等の規定や基準に適合しているかを確認するなど、改めて、事務の適正執行について組織として徹底すること。

また、補助金検証・評価シートや事務事業評価による効果検証を徹底し、効果が低いものについては、他の事業への転換や廃止を行うこと。併せて、補助金の交付以外の有効な手段についても不断の検討を行い、前例にとらわれることなく、積極的に補助金事業の見直しに取り組むこと。

(5) 人件費の縮減

来年度からは現行の臨時・非常勤職員制度を見直し、会計年度任用職員制度の導入が予定されており、人件費の大幅な増加が想定される。引き続き、事業の統合や見直し、柔軟かつ弾力的な組織運営により、人件費の抑制に努めること。また、長時間労働の是正という働き方改革の推進の考え方にに基づき、職員のワークライフバランスと健康管理の充実を図るとともに、効果的・効率的な事務執行により、更なる超過勤務の縮減に努めること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、経済情勢や区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、その結果に基づき可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

各種の情報媒体については、民間事業者の広告掲載を積極的に行い、広告収入の確保や経費の削減を図るほか、民間事業者と連携した事業実施による収入確保など、税外収入の拡大に努めること。

また、区立施設の使用料等については、現在、今年度中の改定に向けて検討を行っているところであるが、施設の有効活用や歳入確保の観点から、施設利用者の意見等を参考に、施設の利用率向上に向けた検討を行い、区民の利便性の向上など改善に取り組むこと。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を調査し参考にするなど、獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

4 その他

予算の見積りについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。